# 宮城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部 規約

## 第一章 名称及び事務局

本専門部は、宮城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部と称する。 第一条

第二条 本専門部の事務局は、専門部委員長所在校に置くことを原則とする。

#### 第二章 目 的

第三条 本専門部は、県下高等学校バスケットボールの健全な普及発展を図ることを目的とする。

#### 第三章 組 織

第四条 本専門部は、県下の登録高等学校バスケットボール部をもって組織する。

第五条 本専門部は、次の機関を置く。

・顧問総会 ・常任委員会 ・委員会 ・総務部 ・競技部 ・強化部 ・研究部 ・審判部

第六条 本専門部は、次の支部を置きその運営にあたらせる。

・仙南支部 ・仙塩支部 ・大崎支部 ・石巻支部 ・登米栗原支部 ・本吉支部

#### 業 第四章 事

本専門部は、第二章の目的達成のため次の事業を行う。 第七条

- 本専門部に関する基本方針の研究審議 高等学校体育連盟主催大会・その他の大会および講習会の開催 高等学校体育連盟・宮城県スポーツ協会・宮城県バスケットボール協会との連絡提携 3
- その他本専門部の目的達成のための事項

#### 第五章 役 員

第八条 本専門部は,次の役員を置く。

1	部 長	一名	2	副 部 長	若干名
3	専門委員長	一名	4	専門副委員長	若干名
5	常任委員	若干名	6	委 員	若干名
7	総務部長	一名	8	競技部長	一名
9	強化部長	一名	1 0	審判部長	一名
1	研究部長	一名	1 2	監 事	二名

第九条 部長及び副部長は、宮城県高等学校体育連盟種目別専門部規定により選出され、部長は 本部を代表する。

副部長は、部長を補佐し部長事故ある時は職務を代行する。

第十条 専門委員長ならび専門副委員長は、顧問総会において選出され部長が委嘱する。

- 専門委員長は会務を執行する。
- 専門副委員長は、専門委員長を補佐し委員長事故ある時は会務を代行する。

第十一条 常任委員は、次のものとし部長がこれを委嘱する。

・支部委員長 ・総務部長 ・競技部長 ・審判部長 ・強化部長 ・研究部長 ・部長推薦者 第十二条 委員は、次のものとし部長がこれを委嘱する。

·総務部委員 ·競技部委員 ·審判部委員 ·強化部委員 ·研究部委員

第十三条 常任委員は、顧問総会において承認され会務を処理する。

- 第十四条 監事は、常任委員会において推薦され部長がこれを委嘱する。
  - 監事は,本専門部の会計を監査する。
- 役員の任期は、宮城県高等学校体育連盟種目別専門部規約に準じ2年とする。但し、再任 を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。 第十五条

### 第六章 会 議

- 第十六条 顧問総会は、部長がこれを召集し、予算、決算、事業その他の重要事項を審議決定する。
- 第十七条 常任委員会は,部長がこれを召集し,顧問総会に提出する議題,その他重要事項を企画立 案する。
- 第十八条 委員会は、部長がこれを召集し、常任委員会からの諮問に答申する。
- 第十九条 顧問総会,常任委員会の議題は,出席者の過半数をもって決し,同数の時は議長の決するところによる。但し,委任状は認める。

### 第七章 各部の事業

- 第二十条 各部は、部事業遂行のため次の事業を行う。
  - 総務部

文書収発・会議の記録 庶務 ア 会計 専門部会計執行 涉外

工 記録報道

情報収集

- 競技部
  - 備品管理

大会運営業務 組合せ抽選会・大会役員割当て

強化部

競技力向上への対策 選抜チームの選考並びに強化 エ 優秀選手の選考・表彰

バスケットボールの普及活動

- 講習会などの企画運営
- 研究部

高等学校バスケットボールの振興に関する研究 高等学校バスケットボールの実態調査

審判部

大会審判割当て T オフィシャル割当ておよび養成 派遣審判員の決定

審判養成と技術向上

#### 第八章 会 計

- 第二十一条 本専門部の経費は、宮城県高等学校体育連盟より交付金・参加費(高校総体・新人大会・高校選手権大会)ならびに宮城県バスケットボール協会からの補助金でこれに当てる。
- 第二十二条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第二十三条 予算は、常任委員会で編成し、顧問総会の承認を得ることを要する。
- 第二十四条 本専門部の会計は、専門部会計担当者所在校に置くことを原則とする。

### 付 則

本規約は、顧問総会の決議がなければ変更することはできない。

本規約は、昭和53年5月8日より施行する。 本規約は、昭和61年2月19日一部改訂、平成7年2月20日一部改訂、平成22年2月18日 一部改訂、平成25年2月18日一部改訂、平成31年4月1日一部改訂施行する。